

X i サ ー ビ ス 契 約 約 款 の 一 部 改 正

[ 改 正 ]	[ 現 行 ]																												
<p>第1章～第8章 (略)</p> <p>第9章</p> <p>第1節 通信の種類等</p> <p>(通信の種類等)</p> <p>第42条 通信には、次の種類があります。                      ただし、X i ユビキタスに係る通信の種類は、データ通信モード及びショートメッセージ通信モードに、X i 特定接続に係る通信の種類はデータ通信モード（128k 通信モードを除きます。）に限ります。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 20%;">種 類</th> <th style="width: 80%;">内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>データ通信モード</td> <td>(1) パケット交換方式により契約者回線からの通信においては 131.3Mb/s 以下、契約者回線への通信においては 988Mb/s 以下で符号の伝送を行うためのもの (2) (略)</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table> <p>2～5 (略) (注) (略)</p> <p>第43条～第44条 (略)</p> <p>第2節～第4節 (略)</p> <p>第10章～第14章 (略)</p> <p>料金表 (略)</p> <p>別表1 (略)</p> <p>別表2 付加機能</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 70%;">種 類</th> <th style="width: 30%;">提供条件</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1～31 (略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>32 ワンナンバー機能 1の契約者回線に2の端末設備（当社が定めるものに限ります。以下この欄において同じとします。）を接続して通信（通話モード、データ通信モード又はショートメッセージ通信モードに限ります。以下この欄において同じとします。）を行うことができるようにする機能をいいます。</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table> <p>別表3～9 (略)</p>	種 類	内 容	(略)	(略)	データ通信モード	(1) パケット交換方式により契約者回線からの通信においては 131.3Mb/s 以下、契約者回線への通信においては 988Mb/s 以下で符号の伝送を行うためのもの (2) (略)	(略)	(略)	種 類	提供条件	1～31 (略)	(略)	32 ワンナンバー機能 1の契約者回線に2の端末設備（当社が定めるものに限ります。以下この欄において同じとします。）を接続して通信（通話モード、データ通信モード又はショートメッセージ通信モードに限ります。以下この欄において同じとします。）を行うことができるようにする機能をいいます。	(略)	<p>第1章～第8章 (略)</p> <p>第9章</p> <p>第1節 通信の種類等</p> <p>(通信の種類等)</p> <p>第42条 通信には、次の種類があります。                      ただし、X i ユビキタスに係る通信の種類は、データ通信モード及びショートメッセージ通信モードに、X i 特定接続に係る通信の種類はデータ通信モード（128k 通信モードを除きます。）に限ります。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 20%;">種 類</th> <th style="width: 80%;">内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>データ通信モード</td> <td>(1) パケット交換方式により契約者回線からの通信においては 75Mb/s 以下、契約者回線への通信においては 988Mb/s 以下で符号の伝送を行うためのもの (2) (略)</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table> <p>2～5 (略) (注) (略)</p> <p>第43条～第44条 (略)</p> <p>第2節～第4節 (略)</p> <p>第10章～第14章 (略)</p> <p>料金表 (略)</p> <p>別表1 (略)</p> <p>別表2 付加機能</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 70%;">種 類</th> <th style="width: 30%;">提供条件</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1～31 (略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>32 ワンナンバー機能 1の契約者回線に2の端末設備（当社が定めるものに限ります。以下この欄において同じとします。）を接続して通信（通話モード又はデータ通信モードに限ります。以下この欄において同じとします。）を行うことができるようにする機能をいいます。</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table> <p>別表3～9 (略)</p>	種 類	内 容	(略)	(略)	データ通信モード	(1) パケット交換方式により契約者回線からの通信においては 75Mb/s 以下、契約者回線への通信においては 988Mb/s 以下で符号の伝送を行うためのもの (2) (略)	(略)	(略)	種 類	提供条件	1～31 (略)	(略)	32 ワンナンバー機能 1の契約者回線に2の端末設備（当社が定めるものに限ります。以下この欄において同じとします。）を接続して通信（通話モード又はデータ通信モードに限ります。以下この欄において同じとします。）を行うことができるようにする機能をいいます。	(略)
種 類	内 容																												
(略)	(略)																												
データ通信モード	(1) パケット交換方式により契約者回線からの通信においては 131.3Mb/s 以下、契約者回線への通信においては 988Mb/s 以下で符号の伝送を行うためのもの (2) (略)																												
(略)	(略)																												
種 類	提供条件																												
1～31 (略)	(略)																												
32 ワンナンバー機能 1の契約者回線に2の端末設備（当社が定めるものに限ります。以下この欄において同じとします。）を接続して通信（通話モード、データ通信モード又はショートメッセージ通信モードに限ります。以下この欄において同じとします。）を行うことができるようにする機能をいいます。	(略)																												
種 類	内 容																												
(略)	(略)																												
データ通信モード	(1) パケット交換方式により契約者回線からの通信においては 75Mb/s 以下、契約者回線への通信においては 988Mb/s 以下で符号の伝送を行うためのもの (2) (略)																												
(略)	(略)																												
種 類	提供条件																												
1～31 (略)	(略)																												
32 ワンナンバー機能 1の契約者回線に2の端末設備（当社が定めるものに限ります。以下この欄において同じとします。）を接続して通信（通話モード又はデータ通信モードに限ります。以下この欄において同じとします。）を行うことができるようにする機能をいいます。	(略)																												

附 則（平成 30 年 10 月 16 日経企第 1799 号）  
（実施期日）  
この改正規定は平成 30 年 10 月 17 日から実施します。

J a p a n W e l c o m e S I M サ ー ビ ス 契 約 約 款

[ 改 正 後 ]

[ 現 行 ]

第1章～第6章 (略)

第7章 通信

第1節 通信の種類等

(通信の種類等)

第25条 通信には、次の種類があります。

種 類	内 容
データ通信モード	(1) パケット交換方式により契約者回線からの通信においては131.3Mb/s以下、契約者回線への通信においては988Mb/s以下で符号の伝送を行うためのもの(高速通信モード) (2) (略)
(略)	(略)

3～5 (略)

第26条～第28条 (略)

第2節～第3節 (略)

第8章～第10章 (略)

別表 (略)

附則(平成30年10月16日経企第1799号)

(実施期日)

この改正規定は、平成30年10月17日から実施します。

第1章～第6章 (略)

第7章 通信

第1節 通信の種類等

(通信の種類等)

第25条 通信には、次の種類があります。

種 類	内 容
データ通信モード	(1) パケット交換方式により契約者回線からの通信においては50Mb/s以下、契約者回線への通信においては988Mb/s以下で符号の伝送を行うためのもの(高速通信モード) (2) (略)
(略)	(略)

3～5 (略)

第26条～第28条 (略)

第2節～第3節 (略)

第8章～第10章 (略)

別表 (略)

J a p a n W e l c o m e S I M - 0 サ ー ビ ス 契 約 約 款

[ 改 正 後 ]

[ 現 行 ]

第1章～第6章 (略)

第7章 通信

第1節 通信の種類等

(通信の種類等)

第25条 通信には、次の種類があります。

種 類	内 容
データ通信モード	(1) パケット交換方式により契約者回線からの通信においては131.3Mb/s以下、契約者回線への通信においては988Mb/s以下で符号の伝送を行うためのもの（高速通信モード） (2) (略)
(略)	(略)

3～5 (略)

第26条～第28条 (略)

第2節～第3節 (略)

第8章～第10章 (略)

別表 (略)

附則（平成30年10月16日経企第1799号）

(実施期日)

この改正規定は、平成30年10月17日から実施します。

第1章～第6章 (略)

第7章 通信

第1節 通信の種類等

(通信の種類等)

第25条 通信には、次の種類があります。

種 類	内 容
データ通信モード	(1) パケット交換方式により契約者回線からの通信においては50Mb/s以下、契約者回線への通信においては988Mb/s以下で符号の伝送を行うためのもの（高速通信モード） (2) (略)
(略)	(略)

3～5 (略)

第26条～第28条 (略)

第2節～第3節 (略)

第8章～第10章 (略)

別表 (略)